

平成 29・30 年度

## 測量及び建設コンサルタント等業務 の入札参加資格審査電子申請 （追加第 1 回～第 6 回）の手引き 【 共 通 版 】

江田島市総務部財政課

### 1 申請要件

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- イ 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けていない者
- ウ 「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録を受けていない者
- エ 「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条の規定による登録を受けていない者
- オ 直近 2 年間ににおいて、入札参加資格の審査を申請する業務部門に属する業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者。
- カ 資格審査の申請を行うときに、江田島市税の滞納がある者
- キ 資格審査の申請を行うときに、広島県税（県税及び地方法人特別税）の滞納がある者
- ク 資格審査の申請を行うときに、国税（消費税及び地方消費税）の滞納がある者
- ケ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者（ただし、過去に虚偽の申告を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は江田島市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から 24 か月を経過している者を除く。）
- コ 次の a から c までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）
  - a 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
  - b 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - c 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務※平成 29・30 年度入札参加資格審査申請から、社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く）の申請は受付できませんので、ご注意ください。
- サ 申請しようとする希望業務の部門について、申請日時点において、既に平成 29・30 年度の入札参加資格の認定を受けている者
- シ 申請しようとする希望業務の部門について、平成 29・30 年度に入札参加資格の取消しを受けた者または取り下げを行った者

※ 1 競争入札等に係る指名除外要綱により、江田島市の指名除外の期間中である方も申請を行うことはできますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

※ 2 会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

## 2 申請の期間について

資格審査受付システム	申 請 期 間
追加第 1 回	平成 29 年 5 月 8 日（月）～平成 29 年 5 月 12 日（金）
追加第 2 回	平成 29 年 7 月 3 日（月）～平成 29 年 7 月 7 日（金）
追加第 3 回	平成 29 年 10 月 2 日（月）～平成 29 年 10 月 6 日（金）
追加第 4 回	平成 30 年 2 月 5 日（月）～平成 30 年 2 月 9 日（金）
追加第 5 回	平成 30 年 5 月 7 日（月）～平成 30 年 5 月 11 日（金）
追加第 6 回	平成 30 年 9 月 3 日（月）～平成 30 年 9 月 7 日（金）

※ 1 この間に申請に必要な情報を入力し、「送信完了」までの処理を行う必要があります。

※ 2 各項目の入力要領については、広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会の「平成 29・30 年度測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査電子申請（追加第 1 回～第 6 回）の手引き」をご覧ください。

※ 3 この申請期間を過ぎると受け付けることはできませんので、期間中に必ず申請してください。

## 3 別途提出が必要な書類について

次頁に定める書類等については、「資格審査受付システム」（以下「システム」という。）による電子申請を行った際の最後に発行される受付票とともに、郵送又は持参していただく必要があります。

※ 郵送又は持参の期限

	提出期限（必着）		提出期限（必着）
追加第 1 回	平成 29 年 5 月 19 日（金）	追加第 4 回	平成 30 年 2 月 16 日（金）
追加第 2 回	平成 29 年 7 月 14 日（金）	追加第 5 回	平成 30 年 5 月 18 日（金）
追加第 3 回	平成 29 年 10 月 13 日（金）	追加第 6 回	平成 30 年 9 月 14 日（金）

**以下の書類 1 部を、江田島市に提出してください。**

提出された書類はお返ししません。提出時には十分注意してください。

書類の提出先：〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 5 0 5 番地 江田島市総務部財政課
------------------------------------------------------

番号	提出書類等	申請者	
		県内業者	県外業者
1	送信完了 兼 受付票 (電子申請の最後の送信完了画面において印刷できる紙です。 提出書類の表紙として一番上に添付してください。)	○	○
2	委任先に関する調書	様式第 2 号 ○注 2	様式第 2 号 ○注 2
3	補足事項調書(必要事項を入力したファイルを CD に保存し、 会社名を直接記載又はシール等を貼付し提出してください。)	補足事項調書 ○	補足事項調書 ○
4	測量業者登録証明書, 建築士事務所登録証明書, 土地家屋調査 士登録証明書, 計量証明事業者登録証明書, 不動産鑑定業者登録 証明書, 司法書士登録証明書の写し	△ 注 3・注 15	△ 注 3・注 15
5	建設コンサルタント現況報告書, 地質調査業者現況報告書, 補 償コンサルタント現況報告書の副本の写し	△ 注 4	△ 注 4
6	有資格技術職員名簿	様式第 3 号 ○	様式第 3 号 ○
7	希望業務実績調書	様式第 4 号 ○	様式第 4 号 ○
8	江田島市の市税について滞納がないことを江田島市長が証し た書面又はその写し	△ 注 5・注 15	△ 注 5・注 15
9	広島県の県税について滞納がないことを県税事務局長が証した 書面又はその写し 「■入札参加資格審査申請等に使用する納税証明の交付請求をするとき」 ( <a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html</a> ) 納税証明書交付申請書(滞納なし用)により取得してください。	△ 注 6・注 15	△ 注 6・注 15
10	国税通則法施行規則(昭和 37 年大蔵省令第 28 号)別紙第 9 号その 3, その 3 の 2, その 3 の 3 のいずれかによる納税証明書 (消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し ( <a href="http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm">http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm</a> ) を参照してください。	△ 注 7・注 15	△ 注 7・注 15
11	法人…直前 1 年の事業年度の「貸借対照表」, 「損益計算書」, 「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人…直前 1 年の事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」	○注 8	○注 8
12	商業・法人登記簿謄本, 登記事項証明書(代表者事項証明書を含 む)又は身分証明書(写しも可)	○ 注 9・注 15	○ 注 9・注 15
13	ISO 9001 の認証取得を示す登録証及び附属書の写し	△注 10	△注 10
14	健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険(以下「社会保険等」とい う。)の加入状況を確認できる書類の写し (社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入 している場合を除く)	△ 注 16	△ 注 16
15	申出書	△注 17	△注 17
16	使用印鑑届(写し不可)	様式第 7 号 △注 11	様式第 7 号 △注 11
17	印鑑証明書又はその写し	○ 注 12・注 15	○ 注 12・注 15
18	はがき等(受付票の交付を必要とする者は官製はがき及び私製は	△注 13	△注 13

	がきに 5 2 円切手（平成 29 年 6 月 1 日からは 6 2 円切手）を貼ったもの又は封筒に 8 2 円切手を貼ったもので、必ず送付先を記入してください。）		
19	封筒（入札参加資格認定通知書の発送用で、長形 3 号に 8 2 円切手を貼り、必ず送付先を記入してください。）	○	○
20	フラットファイル（A 4 版）	○注 14	○注 14

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

（注意点）

- 注 1 様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。
- 注 2 江田島市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。  
登記簿上の本店以外に営業所がない場合は、「01」から「12」までを空白で提出してください。
- 注 3 それぞれの登録を受けており、システムの『希望業務入力』画面の「26 法令等の登録の有無と登録を受けている事業一覧」欄に、それぞれ入力した場合に必要となります。
- 注 4 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務について、それぞれ国土交通大臣の定めた登録規定による登録業者であり、システムの『希望業務入力』画面の「26 法令等の登録の有無と登録を受けている事業一覧」欄に、それぞれ入力した場合に必要となります。
- 注 5 江田島市内に営業所等がないなどのため、江田島市に納税義務のない場合には必要ありません。
- 注 6 広島県内に営業所等がないなどのため、広島県に納税義務のない場合には必要ありません。
- 注 7 消費税及び地方消費税の納税証明書について
- (1) 国税通則法施行規則別紙第 9 号様式（その 3 未納の税額がないこと用）による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写しを添付してください。（なお、その 3 の 2又はその 3 の 3でも可とします。）
  - (2) 県内業者及び県外業者とも添付してください。
  - (3) 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その 3」は発行されます。
  - (4) 納税証明書は、納税地を管轄する税務署（他の税務署では発行されません。）で発行され、原則即時交付されます。
  - (5) 納税証明書は、証明手数料として交付請求時に 400 円（オンラインで交付請求の場合は 370 円）が必要です。
  - (6) 納税証明書についてのお問合せは、最寄りの税務署にしてください。
  - (7) 納税証明書の交付請求手続きについては、次のアドレスを参照してください。  
<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm>
- 注 8 資格審査申請書等を提出する日までに、直前 1 年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前 1 年の事業年度の前年度の財務諸表を提出してください。
- 注 9 登記事項証明書については、商業・法人登記情報交換システムにより、最寄りの法務局から他の登記所管轄の会社・法人のものを取得することもできます。なお、コンピュータで管理されていない登記簿の謄本・抄本については、会社等の本店又は支店の所在地を管轄する法務局（[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html)）でのみ取得することができます。  
身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したもので、申請者の本籍地を管轄する各市区町村役場戸籍係等において、発行しています。
- 注 10 広島県内にある営業所が、ISO 9001 の認証取得している者のみ、提出してください。
- 注 11 実印に代えて、入札、見積及び契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用する印鑑を届出したい者のみ、提出してください。
- 注 12 会社・法人にあっては、会社・法人登記を管轄する法務局で発行されたもの、又は個人にあつ

ては、住所地の市区町村が発行したものを提出してください。

注 13 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書等の受付の証明を希望する者は、必ず送付先を記入したはがき又は封筒を提出してください。

注 14 提出書類等については、上記一覧表の順番（「3」、「18」及び「19」は除く。）に綴じ、表紙及び背表紙には「商号又は名称」を必ず記入してください。なお、色の指定はありませんが、とじ具が金属製のものについては、不可とします。

注 15 「4」、「8」から「10」まで、「12」及び「17」の提出書類については、電子申請を行った日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

注 16 ・健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

・雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

注 17 社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。

#### 4 入札参加資格の通知等

##### (1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。

##### (2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成29年度及び平成30年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、平成31年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成29年度及び平成30年度中に江田島市が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。また、平成31年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、江田島市が発注する業務において再委託を受けることはできません。

##### (3) 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から、平成31年5月31日までとします。ただし、この資格は、平成31年度においても、その年度における資格が認定されるまでは、有効とします。

#### 5 その他

申請日時点において、平成29・30年度の入札参加資格の認定を受けている者で、業務の追加申請を行う者については、入札参加資格者名簿にかかる事項に変更がある場合に、申請前に変更手続をとる必要があります。

詳しくは、江田島市の入札・契約情報のホームページ（<http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/categories/show/14>）を参照してください。